Clip! 後期高齢者医療保険についてのお知らせ

問合先：市民生活課
年金・医療担当

■後期高齢者医療被保険者証

平成24年度の後期高齢者医療被保険者証を、7月下旬に簡易書留で郵送します。被保険者証は、届いた日から使用できます。有効期限は平成25年7月31日までとなっていますが、昨年度までの後期高齢者医療保険料に未納がある方は、有効期限が短くなる場合もありますので、ご了承ください。

現在お使いの被保険者証は、8月以降使用できません。裁断するなどして廃棄してください。

新しい被保険者証は、「薄桃色」です。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証については、8月1日より新しいものとなります。認定証の色は変更ありませんが、有効期限が平成25年7月31日までのものとなります。

前年度交付を受けている方で、今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付します。認定証は被保険者証とは別便で、同じく7月下旬に郵送します。

■平成24年度後期高齢者医療保険料

7月に平成24年度後期高齢者医療保険料を決定します。平成24年度の保険料は、平成23年中の年金や給与などの収入に基づいて算定され、平成24年4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数でした金額を各期に納めていただきます。

今年度の7月算定時に賦課対象となる被保険者の方は、7月1日までに資格を取得されている方です。また以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書などを送付いたします。

■納付方法

◆特別徴収の方

特別徴収（年金より直接天引き）の方には、7月中旬に保険料額決定通知書及び納入通知書が送付され、10月・12月・翌年2月に天引きされます。

また翌年度4、6、8月の仮徴収額は、2月に天引きされる特別徴収額と同額になります。

既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4、6、8月に納めていただいた金額を控除した差額が10、12、翌年2月の3回に分けて天引きされます。

また昨年8・5割軽減や所得割5割軽減などに該当あるいは年度の途中で保険料の変更などがあったことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更となった方で、本年10月より再度特別徴収となる方については、7、8、9月を普通徴収、10月以降特別徴収の方法による年6回で納めていただきます。

◆普通徴収の方

普通徴収の方（納入通知書などにより直接金融機関などで納める方、あるいは口座振替を申請された方）は、7月中旬に保険料額決定通知書及び納入通知書が送付されます。納期は年8回（7月から翌年2月までの毎月）となっております。

口座振替の方については毎月末日（土、日、祝日の場合は翌営業日）に口座より引き落としされます。期日をご確認のうえ納め忘れ、あるいは残高不足のないようにご注意ください。

また各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届き、督促料や延滞金が加算されます。

■保険料の軽減

平成24年度の保険料の軽減判定基準については前年と同様になります。

◆均等割軽減（均等割額39、670円）

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等が次に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

■均等割軽減の判定方法と軽減額など

軽減割合	判定方法	軽減額	軽減後均等割額
9割軽減	8.5割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入80万円以下	35,703円	3,967円
8.5割軽減	33万円以下	33,719円	5,951円
5割軽減	33万円＋{24.5万円×被保険者数（世帯主を除く）}以下	19,835円	19,835円
2割軽減	33万円＋{35万円×被保険者数}以下	7,934円	31,736円

※判定時は、世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額等にて判定します。
※公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

◆所得割軽減

賦課のもととなる金額が、58万円を超えない被保険者については、所得割額が一律5割軽減されます。

◆被用者保険の被扶養者であった者に対する9割軽減

後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は課せられず、均等割額は9割軽減されます。均等割額は35、703円が軽減され、保険料額は年額で3、960円となります。

■後期高齢者医療保険料についてのお知らせ

■所得区分について

自己負担	所得区分	対象要件
3割	現役並み所得者※	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度に加入している被保険者がいる方
1割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方
	低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方

※現役並み所得者の負担区分判定基準

同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定します。次の場合は、申請により「一般（1割）」の区分になります。

- 同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が2人以上で、加入者の収入合計金額が520万円未満の場合。
- 後期高齢者医療制度の加入者が1人で、収入の合計金額が383万円未満の場合。
- 世帯で後期高齢者医療制度に加入している被保険者が1人であり現役並み所得者の場合で、同一世帯内に70歳～74歳の方を含めた70歳以上の方の収入の合計額が520万円未満の場合。

◆保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、山梨県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。

保険料（10円未満切り捨て） ＝ 均等割額 39,670円 ＋ 所得割額（所得―33万円）×7.86%

保険料率の改定について

平成24・25年度について保険料率が改定になります。

後期高齢者医療制度では財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費財源に充てるため保険料率の改定を行います。

平成22・23年度保険料率	平成24・25年度保険料率
均等割額　38,710円	**均等割額　39,670円**
所得割率　7.28%	**所得割率　7.86%**

Clip! 国民年金の保険料免除制度があります

問合先：日本年金機構大月年金事務所☎（22）5837
市民生活課年金・医療担当

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

保険料免除制度は、所得に応じ4段階あり、全額免除は保険料の全額を免除します。一部納付（一部免除）制度は3種類あり、保険料の一部を納付し、残りの保険料は免除されます。

免除制度を利用するには、本人、配偶者、世帯主の前年度所得が一定基準額以下であることが条件となります。

それぞれの納付額と年金額の計算、免除となる所得の目安は左表のとおりです。

	納付額（月額）	年金額	免除となる所得の目安
全額免除	0円	1/2	（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円
4分の1納付	3,750円	5/8	78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
半額納付	7,490円	6/8	118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
4分の3納付	11,240円	7/8	158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

また、このほかに「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」などがあります。

◎今月は、平成23年7月から平成24年6月までの分を申請できる最終月となります。

◎一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

Clip! みんなで声をかけ合って熱中症を予防しましょう

問合先：健康推進課
保険・予防担当　☎（46）5113

熱中症の発生は7～8月がピークになります。熱中症を正しく理解し予防に努めましょう。

熱中症とは

高温多湿な環境で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能が上手く働かないことにより体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、吐き気、倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害が起こります。

気温や湿度が高いなどの環境条件と体調がよくない、暑さになれていないなどの個人の体調による影響が組み合わさることにより熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動している時だけでなく、就寝中などに室内で熱中症を発症する場合もあります。

熱中症になったときの対処法

1涼しい場所へ避難させる。

2服を脱がせ身体を冷やす。

※体に水をかけたり、濡れタオルをあてて体を冷やす。（脇の下や首、足の付け根など太い血管のある場所を冷やす）

3水分、塩分を補給する。

※冷たい飲み物は胃の表面で熱を奪ってくれます。大量の発汗があった場合には汗で失われた塩分も適切に補えるスポーツドリンクなども最適です。

こまめな水分・塩分補給

●暑い日には知らず知らずに汗をかいていますので、喉の渇きなどを感じなくても、こまめに水分を補給しましょう。特に高齢者や障害者・障害児、子どもなどは喉の渇きを感じにくかったり、周りも気づきにくいため脱水を起こしやすいので注意が必要です。

●暑い場所で活動をする際は活動を始める前から水分補給を始めるのがポイントです。しかし、水分だけを補給していると血液中の塩分が低下してしまうのでたくさん汗をかくような状況では塩分も補給しましょう。

●どのような種類のお酒であっても、アルコールは尿の量を増やし体の水分を排泄するため、ますます脱水状態を引き起こします。汗で失われた水分をお酒で補給することはできません。

熱中症になりにくい環境づくり

【室内では…】

●換気扇やエアコンをつかい温度調整をしましょう。エアコンなどの設定温度を低く設定すると外気温と室温の差が大きいと体の負担になります。扇風機を使って室内全体に冷気がいきわたるようにしましょう。

●日光や地面からの照り返しなど間接的に受ける熱も関係します。
カーテンやすだれ、打ち水をするなど工夫しましょう。

【室外では…】

●日傘や帽子を利用する、日陰を選んで歩く、こまめに休息をとるなど外出時にも注意しましょう。